

事務局からのお知らせ

一時金給付申請書の記入に関する注意事項

申請書類の記入漏れ、誤りが多く見受けられます。

書類に不備がある場合、返送をさせていただくこともございますのでご注意ください。

よくある記入漏れ

- 申請書の送金先欄には「1.銀行振込」、「3.郵便局(オンライン)」のいずれかに必ず○を付けてください。
- 送金先情報は正確に記入してください。

送金先	1. 銀行振込	フリガナ
	2. 郵便局(オンライン)	普通 当座
* 口座	フリガナ	電話番号
	(氏名)	1

いずれかに必ず○を付ける

- 退職所得申告書A欄②の該当箇所に必ず○を付けてください。
- 退職所得申告書の個人番号欄にはマイナンバーを記入しないでください。

個人番号	記入しない
その年1月1日現在の住所	
等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。	
5月30日 退職の区分等	一般・障害 () 生活扶助 有・無

該当箇所に○を付ける

福祉医療機構に加入されている事業所さまへ

福祉医療機構以外の退職手当金の源泉徴収票を添付される場合は、必ずのりづけをしてください。この場合、「退職手当金請求書」B欄のご記入も必要となります。

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)	
A ① 退職手当等の支払を受けたことになった年月日	年 月 日 ③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間
② 退職の区分等	一般 () 生活扶助 () の有・無
あなたが本年中に他に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。	
B ④ 退職手当等を受けた他の退職手当等を受けた年月日	自 年 月 日 至 年 月 日 ⑤ ③と④の通算勤続期間

ホームページからのお手続き

- 会員ホームページからの登録は、毎月の締日までに必ず登録完了の処理をお願いします。
※脱退・選択一時金、遺族一時金、退職年金の給付申請をする場合は、申請書のご提出もお願いします。
- 新規加入・脱退・転入出・中断復活で加入者の人数が変更になった事業所さまは、変更が発生した月の締日2~3日後に会員ホームページの「**掛金変更通知照会**」をご確認ください。

明細表取得

[加入者明細表](#)

[要支給額明細表](#)

各種手続

掛金変更通知照会

退職給付金試算

[一時金試算](#)

[年金試算](#)

事業所の脱退

[ログアウト](#)

- 口座振替の事業所さまは、口座振替の案内ハガキが届きましたら人数と掛金をご確認ください。
- 転入出の登録の際は、移動先の事業所番号を間違えないようご注意ください。また、異動年月日は転入出いずれも転入された初日となります。
- 加入者の氏名や生年月日を誤って登録してしまった場合には、お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主事 渡邊 慎也 / 嘱託 山鳥 真樹
 TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528
 MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp

★新潟県福祉人材センターからのお知らせ

2017年4月から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となりました。離職される方にご周知をお願いします。

制度の概要

実施主体	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
基金財源	施設・団体及び職員から納付された掛金及び基金から生じる果実。
基金運用	三井住友信託銀行と指定金銭信託（単独運用）契約を締結し、基金の管理・運用等を委託しています。
基金運営	基金運営の適正を期するため、「運営委員会」を設置し、基金運営に関し調査、研究、協議を行い、協議会に意見を具申しています。
加入対象	県内に所在する社会福祉施設・団体（国及び地方公共団体以外のもの）。
加入資格	協議会の会員である施設・団体。
適用者の範囲	各施設・団体に勤務する有給常勤職員。
加入時期	施設・団体及び適用者の加入は、毎年4月1日または10月1日の年2回。
掛金	1日現在の加入者数×一人当たり月額3,000円 一人当たり月額3,000円の内訳：事業主1,500円、職員1,500円
給付金	○退職一時金 加入期間が1年以上の退職者
	○遺族一時金 加入者が死亡した場合その遺族に支給
	○退職年金
	15年以上加入した退職者でかつ年齢が満60歳に達した後、最初に到来する2月、5月、8月、11月から10年間支給

＜平成30年 3月 31日現在＞

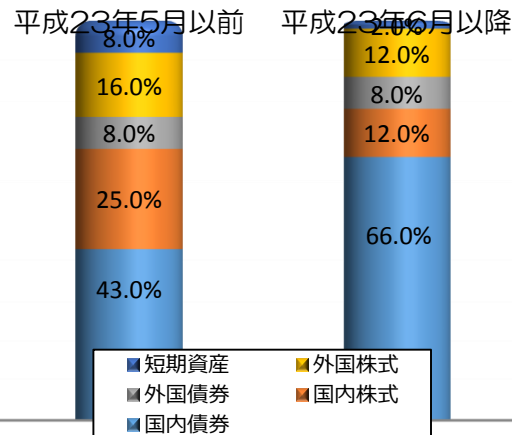
<加入施設数> 631施設・団体
<加入者数> 22,539名

積立基金の運用ガイドライン

協議会は、退職積立基金の運用にあたって、協議会の規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実に実行するため、許容されるリスクの範囲内で必要とされる総合収益を長期的に確保することを基本方針としています。なお、昨今の運用環境の変動性拡大に伴い、協議会の積立基金の運用についても、平成23年6月以降、より安定的なポートフォリオへの変更を行い運用しています。

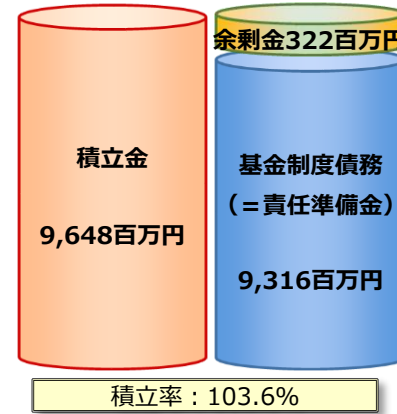
【資産配分計画】

対象資産	中心値	変更許容幅
国内債券	66.0%	61.0%～71.0%
国内株式	12.0%	7.0%～17.0%
外国債券	8.0%	3.0%～13.0%
外国株式	12.0%	7.0%～17.0%
短期資産	2.0%	0.0%～10.0%



制度の財政状況

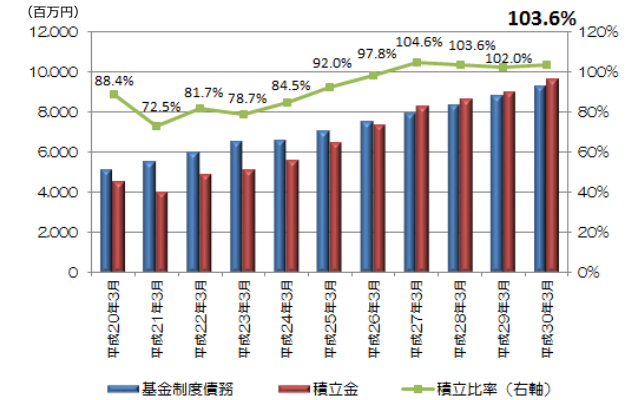
● 平成30年3月末 基準の財政状況



<責任準備金>

積立目標額。将来の給付のために保有しておかなければならない積立金のこと。積立率が高い（不足金が少ない）ほど、積立基金制度の財政状況としては望ましい状態にあるといえる。

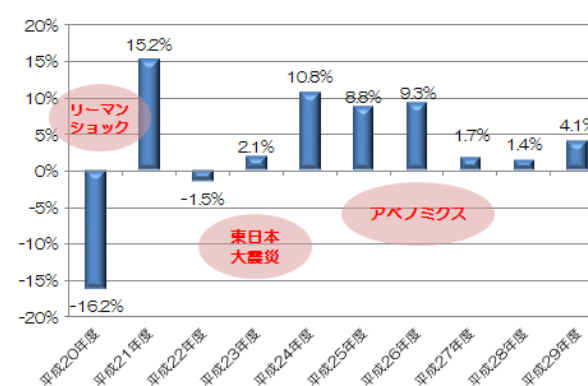
● 積立比率の推移



積立基金の運用状況（直近10ヶ年度）

積立基金の運用は、平成20年度のリーマンショックの際に大幅なマイナスとなりましたが、その後は堅調に推移しています。平成29年度は、トランプ氏の財政政策への期待感や世界経済の景気拡大を背景に年明けごろまでは円安・株高基調で推移しました。2月以降、米中の貿易摩擦に対する警戒感の高まりから円高・株安に転じた局面もありましたが、年度を通じて国内外の株式がプラスリターンを確保したことから年度通期で4.1%の運用実績となりました。

収益率の推移



時価構成比（平成30年3月末基準）

対象資産	時価総額	構成比
国内債券	6,400	66.3%
国内株式	1,045	10.8%
外国債券	965	10.0%
外国株式	1,068	11.1%
短期資産	170	1.8%
合計	9,648	100.0%

平成20年4月～平成30年3月末までの累積収益率：37.5%

（年率：3.2%）